

お知らせ

制度・業務

防災 ブロック塀等撤去・改修補助制度

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

対象 次に該当する塀の撤去・改修

▷国・府・市が管理する道路に面するコンクリートブロック塀・石塀・コンクリート塀・レンガ塀・土塀であること

▷撤去する塀の高さが60cm以上であること

▷一部撤去の場合は撤去後の塀の高さが全て60cm以下となること

▷塀が道路に残ったり、水路等の公共施設に突出しないこと

▷改修により新たにブロック塀等を設置する場合は、その高さを全て60cm以下とし、60cmを超える部分は軽量のフェンスとすること

※高さはいずれも道路面からの高さです。

補助額 ①撤去:費用の80%(上限10万円)

②改修:費用の80%(上限20万円)

※②のみの補助を受けることはできません。いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

申込・☎ 都市まちづくり課 ☎892-0121

防災 耐震補助金・ブロック塀等補助金に関する代理受領制度

この制度は、「木造住宅耐震化補助制度」と「ブロック塀等撤去・改修補助制度」の補助金の受け取りを、申請者に代わって工事等の実施業者が行います。これにより、申請者は補助金を差し引いた費用を用意すればよくなり、立替費用の負担が軽減されます。

※代理受領できるのは申請者と契約した業者に限ります。

☎ 都市まちづくり課 ☎892-0121

防災 木造住宅耐震化補助制度

耐震診断補助制度

対象 昭和56年5月以前に建築された木造住宅の所有者等

補助額 1戸あたり上限5万円

耐震に関する各種工事等の補助

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

①耐震改修工事補助制度

工事費用の80%(上限100万円)

②耐震シェルター設置補助制度

設置費用の70%(1戸あたり上限40万円または所得により60万円)

③木造住宅除却補助制度 上限40万円

対象 次の要件全てを満たす人

▷昭和56年5月以前に建築された木造住宅

▷耐震診断後の施工

▷個人所有者等の課税標準額が507万円未満

※いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

☎ 都市まちづくり課 ☎892-0121

仕事 高等学校卒業程度認定試験の受験料補助

この試験に合格すると、高校卒業と同等の資格が得られ、就職活動の幅が広がります。

補助を希望する人は、試験の出願前にお問い合わせください。

詳細は市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2016030700047/>

☎ 人権と暮らしの相談課 ☎817-0997

申請 マイナンバーカード土・日曜日受付・交付

交付通知書や有効期限通知書を持ち、平日来庁できない人は、手続きにお越しく下さい。また、申請時来庁方式による受け付けも行っていますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 7/1(土)・9(日)・22(土)・30(日)

9:00～14:00 ※予約優先制。

予約サイト <https://tmnc.task-asp.net/cu/272302/mnr/>

予約電話 ☎0570-048978

(平日9:00～17:30)

場所 市役所本館1階 市民課

※必ず本人がお越しく下さい。

※電子証明書の更新手続きも申請予約のページから予約できます。

※詳細はホームページまたはお問い合わせください。

☎ 市民課 ☎892-0121



マスクの着用は個人の判断が基本となりますが、手洗いや換気等の基本的な感染対策は引き続き励行します。

子育て 児童扶養手当

児童扶養手当制度

父母の離婚や死亡等により、父または母と生計が異なる児童(18歳になってから最初の3/31まで。一定の障がいがある場合は20歳未満)を監護する母、監護し生計を同じくする父、父母以外の養育者に支給されます。

※婚姻等、受給資格がなくなったときは、すぐに届け出をしてください。

受給要件

公的年金給付との支給調整や本人と扶養義務者(同居の親族)の所得制限等の要件があります。

定例払い

7/11(火)

☎ 子育て支援課 ☎893-6406

福祉 高齢者・障がい者(児)・妊婦等の外出支援制度の休日受付

平日来庁できない人は、手続きにお越しく下さい。

日時 7/23(日)10:00～15:00

場所 ゆうゆうセンター1階

※交通系ICカードを利用して乗車した電車・バスの運賃の補助を申請する際には、対象となる路線バス・鉄道の利用実績が必要です。利用明細は、JR・京阪電鉄等の券売機で発行できます。

※乗車履歴は乗車日から半年で出力できなくなりますのでご注意ください。

☎ 福祉総務課 ☎893-6400

税・保険・年金

税 所得税および復興特別所得税の予定納税(第1期分)

前年分の所得税および復興特別所得税の確定申告に基づき、予定納税が必要な人には、6月中旬に予定納税額の通知書を送付しています。廃業、休業または業況不振等の理由で、予定納税の減額申請をする場合は、7/18(火)までに申請書を提出してください。詳細はお問い合わせください。

納期限・振替日 7/31(月)

☎ 枚方税務署 ☎844-9521

税 市税の納期限

固定資産税・都市計画税第2期分の納期限は7/31(月)です。期限までに納めてください。

☎ 税務室 ☎892-0121

年金 国民年金保険料免除・納付猶予申請

経済的な理由等で保険料納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除されます。ただし、当該免除年度の前年度所得審査があります。審査対象は本人・配偶者・世帯主です。

全額免除・納付猶予・一部免除 令和5年7月～6年6月の申請は、7/3(月)から受け付け開始。

学生納付特例 令和5年4月～6年3月の申請は受け付け中。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した場合等は、臨時特例措置により保険料を免除・納付猶予ができます。

臨時特例措置申請可能期間

全額免除・納付猶予・一部免除:令和3年6月分～5年6月分

学生納付特例:令和3年6月分～5年3月分

申請日の2年1か月前の月分までさかのぼって、免除申請ができます。臨時特例措置は令和4年度の免除期間で終了です。

申請に必要なもの

▷年金手帳または基礎年金番号通知書と本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード等)

▷代理人の場合は、委任状、本人確認書類、被保険者の年金手帳または基礎年金番号通知書

▷離職を理由とする場合は、所得審査対象者の内、離職者の離職票

▷学生納付特例の場合は、免除期間の有効日記載の学生証

※臨時特例措置での免除申請には、減少前後の所得金額を記入してください。

※申請用紙のダウンロード <https://www.nenkin.go.jp>

☎ 医療保険課 ☎892-0121

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

